

# 21年度決算を読む

## — 決算制度への参加と統制 —

菅原敏夫

### 概要

本稿の役割は、第一に、自治体財政制度、自治体財政監視制度、自治体財務実務において、自治体「決算」が主流化しているという流れを確認することである。

政治的機能としての財政の出発点は当然のことながら「予算」である。その予算に関して地方自治法は予算編成権を長に専属させている。他方、決算については議会の認定に付きなければならないとするものの、その実効性・効果は限定的だ。しかしながら、ごく最近の地方自治法改正は決算に「説明責任の解除」の法理を求め、監査、財務諸表論を含めた決算制度の充実を図ってきた。その経緯を明らかにする。

第二に、決算の主流化のためには、決算分析とその解説、評価のための財務技術が必要となる。実例とともにプロトタイプを示す。そのことが市民権者・ステークホルダーの決算参加の基礎となることを主張する。

### 1. 問題機制

政治的機能としての財政の出発点は当然のことながら「予算」である。その予算に関して地方自治法は第211条で、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し」として予算編成権の長への専属を規定している。予算編成権と予算執行権を併せ持つ長は、制度として「超強首長制」たらざるをえない。首長制、大統領制において創案されている予算編成権と予算執行権の牽制的分離は、日本の地方自治制度では議論の争点になっていない。いきおい、長・議会並立制（二元代表制）のもとでの財政的牽制・統制は「決算」、とりわけ決算不認定の実効性にかかってくるのであるが、何らかの効力を法律が認めたのは、じつに2018年4月1日施行の地方自治法改正が初めてである。緒についたばかりで、

主流化というのはおこがましいが、自治体財政（統制）における実質的長・議会並立制（二元代表制）・相互牽制を主流化の方向と考えると問題を論じていく。

第二に、「決算を読む」という行為のプロトタイプを示したい。「決算を読む」という本稿表題の言葉は、市民が、長の説明責任（accountability：会計責任）の範囲を画し、「評価」を確定するための一連の解読行為のことである。

任意の個人・市民がステークホルダーとして、決算情報を知りたい、ステークホルダーとして自治体の長の受託責任の解除のための判断材料を知りたいと思った時に、現行の仕組みでは、極めて不十分な内容しか知り得ない。適時の情報はほとんど得られない。これでは、市民の権利は守られていないし、長の説明責任（会計責任）は果たされない。

長の受託責任の解除を権限として委託されている自治体議会としても事情は大同小異だろう。自治法は、「第233条第3項 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない」と定めているものの、詳細は決算議案の送付まで知らされず、議選監査委員による監査内容は議会では共有されない。

テーマはどのように設定されるべきだろうか。テーマは決算の主流・重点化であろう。

地方財政制度は圧倒的に予算制度に重点を置いてきた。財政統制は予算統制が主で、決算統制というのは多分そういう言葉さえない。市民参加型予算というのは相当な実践と研究蓄積があるが、参加型決算というのは、同じようにそういう言葉さえない。

対照的に、予算統制を必須としない、企業財務ではどうだろうか。

株式会社（公開会社、大会社）は、法務省令の規定により、各事業年度にかかる計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書を作成し、作成された計算書類は、原則として定時株主総会の承認を受けなければならないとされている。財務統制は決算統制で株主による統制だ。

こうした会計概念は、財務会計、政府会計（公会計）両者共通の説明責任（会計責任）を経由して同一のものである。現行の地方財政制度は、説明責任が最も重要で、それが他の目的の源泉（G A S B）だという責任を果たしているのだろうか。

そうした説明責任と受託者責任の解除という決算の目的に照らした制度の欠陥はかなり以前から認識されていて、（第一次）臨調答申にも指摘がある（会計決算の提案）。しかし改善は全くなされなかった。

決算の主流化（予算決算の複線化）に舵を切ったのは皮肉にも総務省だった。目的も

「説明責任」の全うではなく、国・中央政府による財政統制権の回復だった（2007年財政健全化法）。この法律で重要なのは、「普通会計」が「一般会計等」（第2条）という名前で法的根拠を得たことである。決算統計は統計でなく基準となった。さらに法律は4ヶ所、9月30日と期限を切り、その日までに、決算数値が確定していることを求めた。健全化判断比率の監査も必須化したので、それまで12月議会での決算認定が普通だった自治体議会はほぼ9月議会を決算議会と呼ぶようになった。決算認定の早期化に強制力が働いた。判断比率の総務大臣（経由）への報告のついでに、住民へも「公表」することを求めた。

この少し前から、「公会計」という言葉が多用されるようになった。健全化法にはかすりもしなかったが、基盤は着々と整備され、「統一的な基準」が思いっきり総務省（財務省の考え方へのハーモナイゼーション、内閣府の思惑）主導で作られ、ほとんどの自治体はその結果を公表している。しかしこの公表、ほとんどの自治体の公表時期は年度末ぎりぎり決算対象年度の翌年3月以降だ。「決算」時期（会計年度末3月末以降から2ヶ月間の出納整理期間を経て、6月から9月までのおよそ3ヶ月を決算時期と考える）とは関係ない時期に財務書類が公表されているのだ。これでは説明責任とは何の関係もない。これは説明責任の解除の実効性の点では壮大な失敗だった。

自治体決算および監査に関する自治法の改正項目を簡単に振り返ると、1997年、自治体の監査に外部監査制度を導入することとしたこと（第252条の27～）から始まって、監査委員の選任方法の変更（第196条）、決算の認定の否決の場合の長の対応（第233条7項）、監査基準を監査委員が定める（第198条の4）、都道府県及び政令指定都市の長に対する内部統制体制の整備の義務付け（第150条）等の改正がある。

これらの改正を受けて、市民の視点からいうと、適時に、適切な方法で、受託責任を解除するに足る材料の開示が行われるべきである。

もう一度企業財務の例を借りれば、3月決算法人はだいたい5月の半ば、「決算短信」を発表する。株主総会は6月の末。このくらいの時間軸で公表と考える時間があれば、説明責任も果たせようというものだ。自治体の場合、出納整理期間があるので、タイムテーブルは異なるが、決算見込みが、ルールに基づいた方式で早期に公表され、決算への何らかの参加の方法（意見表明の方法も含めて）が採用されれば、ステークホルダーとしての市民の権利確保への路が開けるのではないだろうか。

日本地方自治学会年報28号（2017年）は『自治体行財政への参加と統制』と題されている。しかし参加は「予算」、統制は「司法」という内容であった。決算による統制という点には触れられていなかった。

そうした意味で、例年の9月決算議会の前（だいたい8月から9月頃を想定）、具体的に決算を市民が「読む」ということができるかを考えてみたい。事例をさいたま市の決算にとってみよう。さいたま市を選んだ理由は、大都市であるので、当初予算原案の発表、決算見込みの発表が報道される。その記者会見の様子が録画等で公表され、記者の質問の様子も分かる。さらにさいたま市の場合、監査委員の監査意見書が比較的早く（探した中では一番は早く）入手できたことによる。

決算を考えるために議会の決算審査と並行して、9月の下旬という時点で、目の前には、三つの材料が用意されている。これをどう「読む」という視点から話を始めよう。

## 2. 市民の決算審査に向けて — 三つの材料

三つとは、21年度予算、監査意見、さいたま市決算見込み報道である。（自治体の決算発表報道は、報道の機会が少ないので、ある種の補助線、比較参考のために、埼玉県21年度決算発表も示す。決算発表が、市民の早期の判断を促すという点を重視する。）

地方自治法上の「決算」は講学上「予算決算」と呼ばれる。予算と決算という意味ではなく予算に対する決算という意味だ。もう一つの決算の考え方は「会計決算」と呼ばれる。企業の決算は、予算との対比などということとは関係ない決算である。さいたま市も「統一的な基準」に基づいて公表している。企業の決算は企業業績を測る評価の生命線なので、正確に速く公表される。3月決算法人企業 — 自治体も3月決算法人 — はだいたい5月に決算を公表する。業績によって株価が動く。さいたま市の場合、株価は関係ないだろうが、会計決算の公表は翌年3月である。20年度のさいたま市の財務書類の公表・会計決算の公表は2022年3月22日だった。企業の決算発表に比べて約10ヶ月遅れた。

22年8月24日さいたま市監査委員は決算監査意見書を市長に提出した。これは決算審査の本丸だ。後にみよう。

同8月15日埼玉県は21年度決算見込みを公表した。県とさいたま市は財政構造は異なるけれど埼玉地域の経済事情を反映する。比較して違いがわかる。

まず、さいたま市の決算概況の発表の模様を記しておこう。9月3日付けの埼玉新聞である。市の発表をほぼそのまま報道したものだが、市議会の決算審査ではそれをどのように深めることができるかを探る出発点として。

## 21年度一般会計決算概況

### 「歳出入、過去2番目規模

埼玉県さいたま市は（9月）1日、2021年度一般会計決算概況を発表した。歳入は前年度比8.7%減の6,538億円、歳出は9.1%減の6,401億円だった。20年度にコロナ対策で実施した特別定額給付金事業が終了し、歳出入とも減少したものの、20年度に次ぐ過去2番目の規模だった。実質収支は73億円で、01年度から連続して黒字を達成した。

市によると、歳入では市税収入が0.3%減の2,737億円で構成比41.9%。個人市民税はふるさと納税の控除額の増などで2.3%減、法人市民税は2.3%減だった。国庫支出金は、特別定額給付金事業費の補助金1,316億円が減少するなど、35.8%減の1,603億円で、構成比は24.5%となった。

歳出では、民生費が子育て世帯への特別給付金事業などで13.7%増。衛生費はコロナ関連などで56.2%増。コロナ関連の決額算は583億円で全体の9.1%を占めた。ワクチン接種事業が162億円、子育て世帯への給付金に187億円などだった。

特別会計の歳入は2.8%増の3,204億円、歳出は3.2%増の3,175億円。病院事業会計は入院収益や外来収益が増え、約17倍の13億円の黒字となった。水道事業会計は9.0%増で52億円の黒字。下水道事業会計は19.6%増で9億8千万円の黒字。20年度は緊急事態宣言が長期間にわたり発令され、受診控えや飲食店などの休業による上下水道の使用が減少したという。21年度は上下水道の使用が増えて、収益が増加したとしている。」

## （1） 予算決算

21年度決算の出発点は当然21年度予算である。この時の予算の目的はどのように達成されたかは重要論点。自治体議会の決算審査の論点は予算に対する主要な成果の達成度合に関する議論なので、予算案の注目事項は記録しておく必要がある。21年度決算を「読む」時点なので、21年度予算の情報はいくらかでもある。決算報道に合わせるために報道記事を見ておく。記録元は埼玉新聞。

「さいたま市予算 21年1月29日発表

さいたま市21年度予算案、最大6,118億円 コロナ、デジタル化重点

さいたま市は1月29日、一般会計を6,118億円とする21年度当初予算案を発表した。前年度比8.7%増で、6年連続で過去最大を更新した。新型コロナウイルスへの対策に予算を重点配分するとともに、行政のデジタル化にも軸足を置く。

清水勇人市長は記者会見で「コロナにしっかり対応していくと同時に、将来の感染収束を見据えて『上質な生活都市』『東日本の中核都市』の実現に向けた投資を行っていく」と述べた。予算案のキャッチフレーズは「難局を乗り越え、さいたま市の新時代へ前進するための予算」とした。

歳入は、感染拡大に伴う景気の落ち込みを背景に市税が前年度比3.7%減の2,617億円となった。新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴い、国庫支出金は同14.7%増の1,172億円を見込んでいる。

歳出の35.7%を占める民生費は、認可保育所の定員増に伴う運営費の増加で同4.7%増の2,186億円。大宮区の市民会館の整備事業などに伴い、総務費も同9.2%増の531億円となった。

21年度の事業の中で最優先に位置付けているのは新型コロナウイルス対応で、関連する事業費は計113億円に達した。患者を受け入れた医療機関への補助、PCR検査を行う「地域外来・検査センター」の設置、自宅療養者への食品配送などに取り組む。

デジタル化に関しては、デジタル技術で改革を進める「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の関連事業費に、前年度の2.2倍にあたる12億円を振り向けた。市税の納付方法にスマートフォン決済を加えるなどして業務のオンライン化を進める。

防災対策には70億円を計上した。避難所機能を強化するために市立中学校6校の体育館に空調機を設置するほか、通信が途絶えてもハザードマップを確認できる防災アプリを新たに設計する。予算案は2月2日開会の市議会2月定例会に提出された。」

表 1 さいたま市21年度当初予算額（21年1月29日発表）

一般会計 歳入

区 分	21当初予算	20当初予算	前年度比(億円)	前年度比(%)
市税	2,617	2,719	▲102	▲3.7%
譲与税・交付金	456	423	33	7.9%
地方交付税	61	56	5	9.0%
国庫・県支出金	1,467	1,294	173	13.4%
市債	687	510	177	34.7%
うち臨時財政対策債	205	80	125	157.2%
うち普通建設事業分	482	430	52	12.0%
財政調整基金繰入金	126	110	16	14.5%
その他	704	515	189	36.7%
合 計	6,118	5,627	491	8.7%

(さいたま市)

市 税 2,617億円（前年度比 ▲102億円 ▲3.7%）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による個人所得の減により個人市民税の減収が見込まれるほか、企業収益の悪化による法人市民税の減収により、102億円の減

うち 市民税 1,425億円（前年度比 ▲92億円 ▲6.1%）

うち 固定資産税 870億円（前年度比 ▲9億円 ▲1.1%）

上記予算案は約1年7ヶ月後、補正も経て決算見込みとなる。市税のところだけ比較しておく。（四捨五入のため合計と一致しない。）

表2 さいたま市21年度決算見込み額（22年9月1日発表）

税 目	決算見込み額（億円）	前年度決算比（％）
市民税	1,535	▲ 0.6
市民税個人	1,348	▲ 0.4
市民税法人	187	▲ 2.3
固定資産税	873	▲ 0.7
軽自動車税	16	4.8
市たばこ税	76	7.2
特別土地保有税	0	—
事業所税	48	2.5
都市計画税	188	▲ 0.3
その他	0.03	9.0
合 計	2,738	▲ 0.3

（さいたま市）

## （2） 監査委員決算審査意見書（22年8月24日提出）

さいたま市の「令和3年度さいたま市一般会計・特別会計 歳入歳出決算審査意見書」は提出から時を経ずに公表されている。監査意見書は「決算を読む」（監査に関しては「読む」ではなく「聴く」なのかもしれないが）にあたっての最重要文書である。監査委員決算審査意見書が早期に、Web上で公開されることは「決算を読む」ための必須事項である。しかしこの2条件を共に満たす自治体はむしろ少数派である。地方自治法は決算審査意見書の公表を義務付けていない。地方自治法第9章（財務）第233条（決算）第3項に住民への公表を付け加え、義務付けることは急務である。

公表されている決算審査意見書を見る限り内容は会計監査に関することが中心である。地方自治法第199条第10号は「監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。」とするが例外的規定である。

さいたま市の決算審査意見書もほとんどの部分は会計監査に関することである。全体は一般会計と各特別会計の監査部分に分かれ、一般会計部分は歳入歳出の各款ごとの審査項目が記述されている。歳入に関しては、第1款市税については、予算比較、前年度比較、不納欠損額、収入未済額が、その他の款については予算比較、前年度比



較が記されている。

歳出に関しては、各款ごとに、予算比較、主な決算額、前年度比較、不用額及び繰越額、そして必要な款については主要な事業の執行状況が示される。歳入歳出いずれにしても出納、会計に関することで、効率性に関する判断などはない。

近年、3E（経済性、効率性、有効性の頭文字）監査の必要性などということがしきりに言われるようになってきた。しかし、自治体の監査で3E監査が十全に実現している例を知らない。

歳入に関して具体的記述を見ていこう。21年度決算については誰もコロナ禍の影響がどのように現れたのかに注目する。21年度当初予算においては税収の大幅な減少を見込んでいた。結果は当初の予想と違って、市税も地方消費税交付金も地方交付税（国税も増収）も増えた。減ったのは国庫支出金で、これは、特別定額給付金事業が終了したので当然のことである。歳入歳出両建てで減少した。もう一つ減少したのは市債である。つまり市の借金を予算よりしなくて済んだのだ。市財政にとっては「良い」物語である。当然、市財政の健全性や弾力性も向上した。借金する額を見送った、借金する必要が減じた、ということを経入が減少したと表現せざるを得ないのは、当然とはいえ、現金主義のの読みにくさの一つではある。実は20年度決算でも同様の傾向は見てとれた。国税は落ちなかった。消費税増税率引き上げ（19年10月1日）による反動減もほぼ見られなかった。21年度当初予算編成はそれを折り込むべきだったが、見逃したか見送ったか、財政の悲観論に同調して、結果的に予算規模を過小評価し、補正予算の必要性を増してしまった。前年度の決算の動向を読み誤ってしまった。

決算審査意見書の記述は以下のようなものである。

「予算現額と歳入決算額との比較においては、主に市税22億2,509万円、地方消費税交付金8億1,274万円及び地方交付税6億5,077万円が予算現額を上回っている。しかしながら、市債233億2,600万円及び国庫支出金214億4,607万円を含め合計11の款において予算現額を下回ったため、歳入全体においては、517億3,117万円の収入不足となっている。

歳入決算額を前年度と比べると、625億1,377万円（8.7%）減少している。これは主に、地方交付税89億5,204万円（135.5%）、市債66億5,149万円（13.6%）、繰越

金64億8,719万円（108.4%）及び地方消費税交付金26億1,286万円（9.8%）が増加したものの、国庫支出金895億3,040万円（35.8%）及び繰入金13億5,696万円（65.2%）が減少したことによるものである。

歳入決算額を款別構成比率で見ると、市税2,737億8,694万円が41.9%（前年度38.3%）を占め、以下、主なものは、国庫支出金1,603億8,254万円が24.5%（同34.9%）、市債556億640万円が8.5%（同6.8%）及び諸収入448億6,113万円が6.9%（同6.3%）である。」

表3 決算収支

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	
			増減額	増減率
予 算 現 額	1,030,931,181	1,078,428,549	△ 47,497,368	△ 4.4
歳 入 総 額	974,335,399	1,028,111,049	△ 53,775,650	△ 5.2
歳 出 総 額	957,626,594	1,011,655,268	△ 54,028,674	△ 5.3
歳入歳出差引額	16,708,804	16,455,780	253,024	1.5
翌年度へ繰り越すべき財源	6,760,244	5,143,007	1,617,236	31.4
実 質 収 支 額	9,948,560	11,312,772	△ 1,364,211	△ 12.1

表4 自主・依存財源

区 分	令和3年度			令和2年度		前年度対比	
	予算現額	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
自主財源	351,829,672	343,547,395	52.5	339,063,715	47.3	4,483,679	1.3
依存財源	353,766,088	310,317,189	47.5	377,314,644	52.7	△ 66,997,455	△ 17.8
合 計	705,595,760	653,864,584	100.0	716,378,360	100.0	△ 62,513,775	△ 8.7

（千円、%）

（さいたま市決算審査意見書）

「収納率は、調定額に対して、市税合計98.3%、現年課税分99.4%及び滞納繰越分40.6%である。前年度と比べると、市税合計0.3ポイント、現年課税分0.3ポイント及び滞納繰越分8.6ポイントそれぞれ上昇している。」

景気が悪化している時には、市税の不納欠損額、収入未済額、収納率の状況は悪化する。21年度決算はその逆で、不納欠損額はそれ以前の収入未済額の反映なので20年度に比べて若干増えたが、収入未済額は減少、収納率は向上した。不納欠損額は20年

度が低水準で10年前の6分の1程度の水準になっていた。決算審査意見書では、

「収入未済額を前年度と比べると、10億1,764万円減少しており、次のとおりである。

個人市民税	1億4,236万円の減少
法人市民税	3億1,056万円の減少
固定資産税	4億1,783万円の減少
軽自動車税	111万円の減少
事業所税	7,462万円の減少
都市計画税	7,114万円の減少

意見書では、全てについて理由を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う地域経済の停滞による」としている。改善の理由は書かれていない。収入未済額は、20年度に19年度に比べておよそ1.2倍に増えた。「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う地域経済の停滞による」と言っている状況だっただろう。しかし、21年度は19年度あるいはその前2ヶ年度とほぼ同水準であり、そういう状況になったことの理由をこそ書くべきだっただろう。意見書はその点ミスリードと言わざるを得ない。

意見書には書いていなかったが市財政課の作成した「さいたま市令和3年度一般会計決算の概況」では、以下のようにになっている。

「個人市民税は、ふるさと納税の控除額の増加により減収となりました。また、法人市民税は、税制改正を受け、法人税割の税率が引下げになったことにより減収となりました。固定資産税は、土地の標準宅地の下落修正及び家屋・償却資産の新型コロナウイルスに係る特例措置等により減収となりました。

また、市税の徴収率は、徴収強化対策の実施に伴い、前年度より0.3ポイント改善し、98.3%となりました。」

つまり、コロナ禍の直接の経済停滞ではなく、法人税率の引き下げ、固定資産税の評価替えの見送りによるものである。

変化の事実は雄弁に「経済活況」を示している。例として「配当割交付金」「株式等譲渡所得割交付金」を見ておく。配当割交付金は上場株式等の配当などに課税される県税の一部を市町村に交付する。株式等譲渡所得割交付金は株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部を市町村に交付する。21年9月には、株式市況は、1990年8月以来の31年ぶりの高値となった。当初予算編成は株式市況の変化を予想できるはずもないが、当初予算編成が依って立っていた経済情勢のその後の変化を決算がどのよ

うに解釈するかは重要である。決算審査意見書は次のように書く。

「配当割交付金

予算比較

予算現額10億3,700万円に対し、決算額は15億6,917万円で、5億3,217万円(51.3%)の収入超過となっている。これは、配当所得が想定よりも増加したことにより、県民税配当割収入額が見込みを上回ったことによるものである。

前年度比較

決算額を前年度と比べると、5億5,490万円(54.7%)増加している。これは、配当所得の増加により、県民税配当割収入額が増加したことによるものである。

表5 配当割交付金

款・項	令和3年度		予算現額と 決算額との 比較 B-A	令和2年度 決 算 額 C	前年度対比	
	予 算 現 額 A	決 算 額 B			増減額 B-C	増減率
配当割交付金	1,037,000	1,569,173	532,173	1,014,268	554,905	54.7
1 配当割交付金	1,037,000	1,569,173	532,173	1,014,268	554,905	54.7

(千円、%)

(さいたま市決算審査意見書)

株式等譲渡所得割交付金

予算比較

予算現額16億6,800万円に対し、決算額は18億6,591万円で、1億9,791万円(11.9%)の収入超過となっている。これは、株価が概ね高値を維持し、株式等の譲渡益等が想定よりも増加したことにより、県民税株式等譲渡所得割収入額が見込みを上回ったことによるものである。

前年度比較

決算額を前年度と比べると、6億4,975万円(53.4%)増加している。これは、株価の上昇に伴う譲渡所得の増加により、県民税株式等譲渡所得割収入額が増加したことによるものである。」

表6 譲渡所得割交付金

款 項	令和3年度		予算現額と 決算額との 比較 B-A	令和2年度 決 算 額 C	前年度対比	
	予 算 現 額 A	決 算 額 B			増減額 B-C	増減率
株式等譲渡所得割交付金	1,668,000	1,865,915	197,915	1,216,158	649,757	53.4
1 株式等譲渡所得割 交付金	1,668,000	1,865,915	197,915	1,216,158	649,757	53.4

(千円、%)

(さいたま市決算審査意見書)

株式市況の活況は21年度当初予算策定時には見通せなかったのは致し方ない。しかし意見書には状況を正確に「読む」責任がある。

### (3) 埼玉県21年度決算見込み (22年8月10日発表)

「埼玉県令和3年度決算について

[一般会計]

決算規模・総括

歳入総額 2兆6,599億5千3百万円 歳出総額 2兆6,125億6千6百万円

令和3年度一般会計の決算は、前年度と比べ、歳入総額が4,190億円(+18.7%)、歳出総額が4,108億円(+18.7%)の増となり、昨年度に続き、歳入・歳出ともに県政史上最大規模となった。

歳入では国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策のため大幅に増加した。県税納税率は98.8%で、税務統計上最高記録を更新した。

歳出では衛生費や商工費などが新型コロナウイルス感染症対策のため大幅に増加した。

なお、県債残高(全体)は減少し、県で発行をコントロールできる県債残高も19年連続で減少した。」(引用元は埼玉新聞。)

「決算を読む」ためにはさいたま市の場合は決算審査意見書、加えて、決算見込みの発表、その報道が重要である。ここで、その前後の「決算見込み」を報道から拾っておく。

### 3. 決算状況の最初の把握 自治体版決算短信、決算見込み

#### (1) 国の財政、国税の状況

まず、国税の税収。

7月5日のNHKのニュースから。(22年7月5日)

「令和3年度の国の税収67兆円余 2年連続で過去最高更新」

「昨年度・令和3年度の国の税収は2年連続で過去最高を更新し、67兆円余りとなりました。新型コロナの影響から経済が持ち直しつつある中で法人税収や所得税収が大きく伸びたほか、消費税の税収も増えたためです。

財務省が5日発表した昨年度の国の一般会計の決算で、税収は67兆379億円となりました。税収がこれまでで最も多かった前の年度を6兆2,000億円余り上回り、2年連続で過去最高を更新しました。このうち法人税は、円安などを背景に企業の業績が回復傾向にあることから前の年度と比べて2兆4,000億円余りの大幅な伸びとなりました。また、所得税も雇用環境の改善を受けて2兆1,000億円余り伸びたほか、消費税も個人消費の持ち直しなどで9,000億円余り増えました。昨年度は、新型コロナ対策として合わせて36兆円規模の補正予算を組んだ結果、一般会計の総額は142兆円を超えました。税収は過去最高を更新しましたが、新規の国債発行額は57兆6,000億円余りとなり、依然として国債発行に頼る厳しい財政運営が続いています。」

「歳出では22兆円超が繰り越し」

「一方、歳出では、公共事業やコロナ対策の事業など合わせておよそ22兆4,000億円が年度内に使われずに繰り越されました。前の年度も30兆円を超える巨額の繰り越しが発生していて、コロナへの対応で歳出の規模が膨らむ中、予算編成の在り方が問われることになりそうです。」

#### (2) 自治体の財政、地方税収の状況

自治体財政についても。

7月15日、同じくNHKのニュース。

「昨年度の地方税収 約43兆円で過去最高に 企業収益好調で」(2022年7月15日)

「昨年度の地方税収は、好調な企業収益を背景に自治体に納める地方法人税が増えたことなどから、およそ43兆3,000億円となり、過去最高を更新しました。

総務省がまとめた昨年度・令和3年度の都道府県と市町村をあわせた地方税収の速報値は、国が集めて地方自治体に配分する譲与税を含め総額で43兆2,966億円でした。これは、前の年度より1兆6,000億円余り、率にして3.9%増え、過去最高となりました。地方税収のうち、企業が自治体に納める法人事業税と法人住民税を合わせた税収は、企業収益の増加を受けて8兆2,266億円と、前の年度より8,200億円余り、率にして11.2%増えました。

また、新型コロナの影響で落ち込んでいた消費が持ち直したことや、円安で輸入価格が値上がりしたことなどから、地方消費税は6兆1,703億円と、7,400億円余り、率にして13.8%増えました。総務省は「新型コロナで打撃を受けた業種がある一方、需要が高まって好調な業種もあり、総合的に企業収益が好調だったことなどが税収増につながった」としています。」

総務省の発表は下表。（22年7月15日発表）

表7 令和3年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）

	令和2年度 決算額	令和3年度 地財計画額	令和3年度 決算見込額 (令和4年7月)			令和4年度 地財計画額
	①	②	③	対R2決算 (③-①)	対R3地財 (③-②)	
個人住民税	13.4	12.7	13.4	+0.0	+0.6	13.2
地方法人二税 (特別法人事業譲与税を含む)	7.4	5.8	8.2	+0.8	+2.4	8.3
うち特別法人 事業譲与税	1.7	1.3	1.9	+0.2	+0.6	2.0
地方消費税	5.4	5.7	6.2	+0.7	+0.4	5.9
固定資産税	9.3	9.1	9.2	▲0.1	+0.1	9.4
その他	6.2	6.2	6.3	+0.1	+0.1	6.4
<b>地方税計</b> (特別法人事業譲与税を含む)	<b>41.7</b>	<b>39.6</b>	<b>43.3</b>	<b>+1.6</b>	<b>+3.7</b>	<b>43.3</b>
<b>地方税計</b> (特別法人事業譲与税を除く)	<b>40.0</b>	<b>38.3</b>	<b>41.4</b>	<b>+1.4</b>	<b>+3.1</b>	<b>41.3</b>

(注)1. 令和3年度決算見込額(令和4年7月)は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。

2. 表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。

3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(単位：兆円)

(総務省)

表の題に、「決算見込」とあることに注目していただきたい。

### (3) 23年度の自治体の財政 — 総務省概算要求から

この先の見通しはどうだろうか。

以下は、時事通信の配信。(22年8月24日)

「交付税18兆1,931億円 0.8%増、赤字地方債は抑制 23年度要求」

「総務省は24日、2023年度予算概算要求で、地方自治体への地方交付税の配分額(出口ベース)を22年度予算比で0.8%増の18兆1,931億円とする方針を自民党総務部会に示した。

地方税収に加え、交付税の原資となる国の税収の伸びを見込み、財源不足を補う臨時財政対策債(赤字地方債)は26.9%減の約1兆3,000億円に抑制される。地方譲与税を含む地方税収は、2.6%増の約45兆円との見通しを示した。地方税や交付税など



自治体が自由に用途を決められる一般財源の総額は、1.3%増の約64兆7,000億円。」

つまり総務省は見通しも強気だ。この好景気は続くと。

22年度も含めて自治体財政は、「好決算」だ。「史上最高の税収」だ。今年の予算勉強会でもお話ししたが、交付税総額も「史上最高」だ。

しかし、私たちのまわりの雰囲気とはずいぶん違う。「コロナ禍で傷んだ経済」「コロナ禍で減った税収」、「コロナ禍で貧困、格差拡大」「子ども食堂が必要」。後の2つは事実だが、前の2つはウソだった。

これこそが21決算審査のポイントだと思う。

決算の実相とまわりの雰囲気、思い込みとの違い。雰囲気を利用してつくウソと責任逃れ。

現在の地方財政制度は、1963年に骨格が固まった。自治体予算制度は地方財政の中心なので、変化も少なく硬い。一方、決算制度はかつては重要性が低かったので予算制度の付属物でよかったけれど、近年その重要性が認識され、制度の改善もかなりの分量で行われるようになった。ごく最近でも、監査基準を監査委員が定めることとなり、決算審査の改善が行われた。

決算制度に大きなインパクトを与えたのは、一つには、2008年財政健全化法であるし、もう一つは、公会計（予算/決算に加えて会計/決算の導入）改革が挙げられる。しかし、公会計制度は地方自治法のサポートが得られていないので、重要だけどなかなか浸透しない。総務省でも、活用方法の検討が課題の中心だ。

#### 4. 年度央8～9月期の自治体の決算状況

ここでは、いま8～9月に決算について議論することの特徴点を考えてみよう。

9月議会を決算議会と呼べるようになったのは最近のことだ。15年（20年）前までは、決算議会は12月議会のことだった。9月に議案上程はするものの、閉会中審査、12月議決というのでは、議論もままならないし、決算の否決というのも意味が減じられてしまう。

予算編成にも全く間に合わない。

これが普通に9月議会が決算議会になった。

それによって、自治体間の決算比較がいまできる。決算見込みの重要性が増した。

## ■東京都

2022年07月29日 財務局

令和3年度一般会計決算（見込み）について

令和3年度一般会計決算（見込み）における実質収支は均衡した。

これは、新型コロナウイルス感染症対策等の歳出が増加する一方、国庫支出金や都税収入等の歳入も増加したことなどによるものである。

今後の厳しい電力需給の状況を見据えた脱炭素化の推進や、物価高騰等に苦しむ都民生活や経済を守る取組、質と量の両面での万全な新型コロナウイルス感染症対策など、直面する喫緊の課題等に対応するため、強靱な財政基盤を堅持していく。

※なお、財政状況の詳細については、9月に公表予定の普通会計決算で明らかにする。

表8 令和3年度一般会計決算（見込み）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入 A	97,474	86,886	10,588	12.2
歳出 B	94,617	84,870	9,748	11.5
形式収支 C = A - B	2,857	2,016	—	—
翌年度へ繰り越すべき財源 D	2,857	2,016	—	—
実質収支 E = C - D	0	0	—	—

(単位：億円、%)

(東京都財務局)

## ■大阪市

令和3年度大阪市一般会計等決算見込（速報版）について 2022年7月22日

令和2年度に実施した特別定額給付金事業（全額国支出金）の減が大きく、歳出・歳入の規模はともに減となった。

そのほか、歳出は、扶助費や投資的経費に加え、収支改善分の財政調整基金への積立などが増となっている。

歳入は、市税の増に加え、地方交付税・臨時財政対策債や譲与税・交付金が大きく増と

なっている。

実質収支については308億円の剰余となり、市債残高についても縮減を図ることができた。

【歳入】 2兆92億円（-1.9パーセント、-395億円）

市税収入 7,500億円（+0.7パーセント、+54億円）

地方交付税・臨時財政対策債 1,397億円（+91.4パーセント、+667億円）

譲与税・交付金 1,311億円（+24.5パーセント、+258億円）

国・府支出金 6,988億円（-20.5パーセント、-1,801億円）

市債収入 888億円（+27.9パーセント、+194億円）

【歳出】 1兆9,682億円（-2.6パーセント、-526億円）

人件費 2,908億円（+0.0パーセント、+1億円）

扶助費 5,920億円（+2.8パーセント、+164億円）

うち生活保護費 2,604億円（-1.9パーセント、-49億円）

うち障がい者自立支援給付費 1,137億円（+10.7パーセント、+110億円）

公債費 2,268億円（+2.8パーセント、+61億円）

行政施策経費 3,955億円（-28.7パーセント、-1,589億円）

投資的経費 2,154億円（+19.4パーセント、+350億円）

財政調整基金積立金 467億円（著増、+419億円）

《再掲》新型コロナウイルス感染症対策関連経費 1,959億円（-45.6パーセント、-1,641億円）

うち特別定額給付金 0億円（皆減、-2,750億円）

うち住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 414億円（皆増、+414億円）

うち子育て世帯への臨時特別給付金 333億円（皆増、+333億円）

うち新型コロナウイルスワクチン接種事業 278億円（著増、+271億円）

【実質収支】 +308億円 33年連続の黒字

【市債残高】

一般会計 2兆3,588億円（-3.8パーセント、-941億円）、8年連続のマイナス  
除く臨時財政対策債 1兆4,926億円（-5.6パーセント、-883億円）、17年連続のマイナス

全会計 3兆871億円（-3.0パーセント、-960億円）、17年連続のマイナス

【財政調整基金残高】 2,131億円（+28.0パーセント、+467億円）

なお、実質収支は+308億円（黒字）となったものの、今後の財政運営については、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰などの影響に加え、扶助費が高水準で推移することが見込まれる中、財政状況を以前に後戻りさせないことを念頭に、急激な環境変化にも対応できるよう、引き続き市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築する必要があると認識している。

#### ■ 芦屋市（8月22日配信）

21年度決算、黒字額が平成以降で最大 コロナ禍の影響少なく

新型コロナウイルス禍の影響が想定を下回った一方、高額所得者の株式等譲渡所得を中心に、歳入の柱の市税収入が増加。中学校の改修工事が終盤に差しかかるなどして支出が抑えられたこともあり、一般会計の実質収支が35億1,200万円と、平成以降で最大の黒字となった。

一般会計の歳入は2020年度比17.4%減の481億4,400万円、歳出は同21.1%減の442億4,800万円。市は「財政は改善傾向だが、公共施設建て替えなど多様な課題があるので慎重に運営したい」としている。

#### ■ 千葉県（千葉テレビ放送8月22日配信）

千葉県2021年度一般会計決算見込み 歳入・歳出最大 新型コロナ・原油高影響

千葉県はこのほど、2021年度の一般会計の決算見込みを発表しました。

新型コロナの感染拡大に加え、原油価格の高騰などによる影響で、前の年度に引き続き、歳入・歳出ともに過去最大額を更新する見込みです。

県によりますと、2021年度の一般会計の決算見込みは、歳入が2兆5,386億円、歳出が2兆5,030億円となり、ともに前の年度より15%程度増え、過去最大となる見通しです。

歳入では、新型コロナ関連の交付金が増えたことで、国庫支出金が前の年度の1.5倍に増え、6,300億円あまりとなりました。

また、原油価格高騰や円安などの影響で輸入額が増えたことで、地方消費税などの収入が増え、県税収入も前年度より1割増えました。

歳出でも新型コロナ関連の対策事業費が前年度の1.3倍の5,953億円に上り、特に飲食店への感染拡大防止対策協力金が、前年度より7倍近くに増えたほか、病床確保事業費なども約2倍に増えました。

実質収支は国への返還額を差し引くと約83億円となり、18年連続の黒字となっています。

一方、借金にあたる県債の残高は3兆656億円と、前年度と比べてほぼ横ばいで、県民1人当たりに換算すると49万8,000円となっています。

県は新型コロナに加え原油価格や物価の高騰など先行きは不透明だとし、引き続き財源確保や、事務事業の見直しに取り組むとしています。

#### ■兵庫県（8月18日配信）

コロナ対策費の影響大 2年連続で過去最大更新 兵庫県2021年度決算／兵庫県

兵庫県は8月18日、昨年度の決算を発表しました。新型コロナウイルス対策の経費が増えたことにより、歳入・歳出ともに2年連続で過去最大を更新しました。

兵庫県によりますと2021年度の一般会計の歳入総額は3兆1,700億円、歳出総額は3兆1,373億円でいずれも2年連続で過去最大を更新しました。

歳入では製造業や小売業を中心に企業業績の回復に伴う法人事業税などが増加し、県税は過去最高の8,737億円となっています。

実質収支は34億1,500万円で、1992年度以降最も大きい黒字となりましたが、借金にあたる県債の実質的な残高は3兆1,000億円余りあり、依然として厳しい財政状況が続いています。

などなど。

## 5. 地方財政状況調査検収調書 — 決算カードから検収調書

「決算を読む」という企ての時の中心の材料は以前から変わらず「決算カード」である。総務省のWebサイトにも「地方財政状況調査関係資料」の中に「決算カード」のページがあって、総務省がまとめて都道府県分が1冊（連）、市町村分が各都道府県ごとに1冊（連）で公表している。ただし、この原稿の執筆時点では20年度分までしか公表されておらず、21年度決算を読むには利用できない。最新版は各自自治体から入手する必要があるが。

総務省はそのページに「決算カードについて」を掲載していて、以下のような記述がある。

「決算カードは、以下の2種類により構成されています。

- 都道府県 決算カード

○ 市町村 決算カード

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもの」とある。

決算カードは、地方財政状況調査（決算統計）をまとめたものである。数十ページにわたる地方財政状況調査表を「1枚のカードに取りまとめたもの」なので、簡便で、使うのに便利だ。「決算を読む」にあたってはまず第一の材料となる。

しかし難点もある。第一の難点は、決算カード（したがって地方財政状況調査・決算統計）が総務省が考える全自治体統一の会計様式すなわち「普通会計」という会計によって定義づけられ記述されていることだ。この普通会計の会計基準は明示されていない。普通会計の会計基準を定めるための、総務省から独立した基準制定審議会も設置されたことがない。例えば、自治体の財務会計は原則として現金（および定義された現金同等物）の入出金に基づいて費用と収益を認識することにはなっているが、様々なところで修正が施されている。その修正（現金主義に対して部分的な発生主義的修正、資産負債認識の部分的な適用など）は、収支の差額の認識（決算収支額）についてさえも、決算カード（決算統計）の定義式を追わなければわからない。決算カードの元帳、「地方財政状況調査表」の記述の基準は、毎年度「地方財政状況調査表作成要領」が総務省自治財政局財務調査課から通知され、それに従って記入する。作成要領は予告なく総務省の都合で変更されることがある。用語の定義が変更されることもあるので、「統計」と称しながら連続しないことも生じる。「状況調査」といい、「統計」というけれど総務省による財務統制の道具である色彩が強い。この調査の法的な根拠は存在しない。かつては調査を行う旨の政令が存在していたが、廃止された。その前後でも調査は従前通り行われている。

第二の難点は、決算カード（したがって地方財政状況調査・決算統計）では、収入・支出（歳入・歳出）と資産・負債の関係が統一的には認識できないことにある。負債は当年度に借入を行った金額と、当年度末の残高が記載されているだけであって、資産の増減との関係は明示されない。資産額は現金および現金同等物以外は貨幣表示されず、減価償却制度も採用されていない。決算カード（地方財政状況調査・決算統計）から誘導法で普通会計（一般会計）の貸借対照表を生成することはできない。

上の二つは決算カード（地方財政状況調査・決算統計）の会計原則が曖昧なことによる難点であって、決算カード自身の責任ではない。しかしこうした手法自身の難点もある。

第三の難点は、「決算統計」（難点の第三と第四では「決算統計」の名称を使う）の作

成に手間がかかることである。財政課にとっては、予算編成の冬の陣に対して、決算統計づくりを夏の陣などと呼ぶこともあるようだ。どのくらいの手間かという数値を東京都東大和市の例でみると、行政評価シートに金額の記載がある。『「令和3年度に実施した仕事」の振り返りシート』に「地方財政状況調査（決算統計）事務」がある。このシートは「裁量有」「裁量無及びその他」の区分での「裁量無及びその他」であり記入日は22年4月11日となっている。

事業内容は、「6月から7月にかけて、決算統計における調査表等の作成を行った。」とあり、具体的には、

- 1 決算統計調査表及び検収調書の作成
- 2 決算カードの作成及び公表
- 3 東大和市実施計画に市財政の現状を記載

の3点である。1ができれば、2と3は抜粋、要約でできるので、圧倒的な仕事量は、「決算統計調査表及び検収調書の作成」で生じている。

積算数値は、所要人数（再任用以外）と職員人件費（再任用以外）である。21年度の数値は、所要人数（再任用以外）で0.44人（2019年度までは0.5人だった）で、職員人件費（再任用以外）の金額は3,630,000円（19年度は4,155,000円）と記されている。この事業は人件費以外の事業費はなく「事業費＋人件費」の合計は人件費と同額である。

このシートには評価項目に「課題」があり、そこには「調査内容が膨大であり、さらに調査期間が短いため、職員の超過勤務が発生している。」とある。数十ページの統計調査に、0.44人分の年間人件費相当分が費やされている。

第四の難点は、「決算統計」が監査委員の監査を受けていない決算数値であり、その数値の正確性が監査によって保証されていないにもかかわらず、監査報告には必ず決算統計上の指数が使われていることである。監査実務においても、「決算カード」はできてすぐ、同じ都道府県内の市あるいは町村間で交換され、他市他町村間の比較がなされる。

「決算統計」の数値の正確性、定義の適用妥当性を担保するものは、市町村（政令指定市を除く）を包含する都道府県である。都道府県は市町村の「決算統計」を検収し、検収の際の調書の査収とヒアリングを通じて正確性と定義を確保する。「統計」といいながら市町村財政を統制し、監視する。例えば東京都の場合、特別区、多摩地域市町村、島嶼部町村を3つの会場に分けて、7月上旬から半ば頃に区市町村財政課職員を招集する。その際に決算統計と決算統計（地方財政状況調査）検収調書の提出を求め、調書に基づいてヒアリングを行う。

この第四の難点は、保証という観点からは難点であるが、本稿の課題である「決算を読む」というテーマに関してはある種の示唆を与える。つまり、都道府県の市町村担当の職員（かつては「地方課」と呼ばれていたが、現在は「市町村課」。東京都は加えて「区政課」）は市町村から決算統計を収受するのだが、内容を確認するために「読む」ことを要求される。内容を検めるために予め調書を提出させ、その内容に沿って検収する。

このことは都道府県・市町村政府関係の上下主従関係、歪みの表現だが、「決算を読む」という行為に関しては応用が利く。当該自治体の市民は都道府県の市町村担当の職員と同じスタートラインに立って、検収調書を利用し、「決算を読む」ことができるのである。検収調書は「決算を読む」市民にとっても有用である。それは脇から総務省も気が付いている。検収調書の一部を利用して2010年度分から総務省のWebサイトに「財政状況資料集」として公表している。公表の前書きは次のようになっている。

「国・地方の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている中で、地方公共団体が健全な財政運営を行うためには、住民や議会等の理解を得られるように、財政の状況及び分析に関する情報をできる限り正確に、かつ、わかりやすく公表することが重要となっています。

これまで、決算統計データ等に基づく「決算カード」「財政状況等一覧表」「財政比較分析表」及び「歳出比較分析表」を作成し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標については「健全化判断比率・資金不足比率カード」を作成し、公表してきましたが、各様式で重複しているデータを整理し、より有用な財政情報の開示にするため、平成22年度決算分から新たに「財政状況資料集」として再編成を行いました。」

このページのどこにも「検収調書」をもとに書かれているとは記載されていないが、記述を読んで感じるように、書き振りが、調書を取られて疎明している雰囲気があり、元が「検収調書」であることに気付かされる。

「財政状況資料集」によって開示の性能は格段に向上した。しかし、開示の適時性には課題がある。本稿が対象としている21年度決算に基づく財政状況資料集は、22年度末にならなければ公開されない。21年度決算を22年9月頃に「読む」必要があるとするなら、大幅に間に合わない。先に述べたように、21年度決算に基づく財政状況資料集データは、22年7月には、都道府県の市町村財政担当者の検閲と検収を受けて都道府県に、都道府県を經由して総務省にまで到達しているのだから、物がないわけではない。公表がなされない



だけである。適時に「読む」ことは、市町村・都道府県政府間関係者を除いて、慎重に遠ざけられている。

だとすれば、財政状況資料集による全ての自治体の数値、類似団体の中での順位などを諦めれば、当該自治体の単体の決算統計数値、検収調書はその自治体が公表すれば利用できる。数は極めて少ないが先導的な実践例はいくつか存在する。ここでは、東京都調布市の各年度版『調布市決算概要（財政の現状と今後の課題等に関する白書）』を取り上げよう。この各年度版の決算概要は分量約250ページ前後で、毎年8月頃に冊子およびWebサイトに公表される。一般会計、各特別会計の概要と普通会計の決算統計、すなわち地方財政状況調査調査表全部と地方財政状況調査検収調書の抜粋が収録されている。注目すべきは刊行時期、年度終了後、市議会の決算議会に先立って公表される。「決算を読む」にあたっての長の説明責任の解除の議論に参加できるタイミングで「読む」ことができる。決算統計のスケジュールの記載もあるので、確認しておこう。

5月下旬～6月上旬 地方財政状況調査に関する説明会。東京都総務局行政部市町村課

6月～7月初旬 地方財政状況調査に基づく歳入歳出決算の仕分け・分析

7月上旬 調布市と東京都とのヒアリング。東京都総務局行政部市町村課

9月 東京都と総務省とのヒアリング

9月～ 総務省での諸調整

11月下旬 プレス発表

このタイミングの8月刊である。決算見込みの発表でもあり、検収調書の公表でもある。

## 6. 財政健全化法 制定と指標

戦後自治体財政の再建法制は二つあって、一つは「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年/1955年法律第195号：再建法）でもう一つは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年/2007年6月15日に可決・成立）（平成19年/2007年6月22日法律第94号：健全化法）である。前者は戦後反動不況下の自治体財政赤字の再建債の発行許可をテコにした再建策であり、後者は債務の繰延による完済支援策である。両者とも債務の完了が再建である。前者による再建は、884自治体（法の期限後の準用再建を含む）、後者による再生例は1自治体のみである（再生団体は北海道夕張市のみ）（並行して地方公営企業の再建再生制度あり）。両者とも債務免除は認められず、破産法制ではない。自治体

は破産能力を否定されている。

健全化法は、財政情報の開示や早期是正機能を持つ。法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年12月28日政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年2月5日総務省令第8号）などにより定められている。

## 健全化判断比率の公表等

### （1）健全化判断比率の内容

健全化法においては、都道府県、市町村及び特別区の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。自治体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされている。

「一般会計等」のどの数値を使うかは法律が定めており、若干発生主義的要素を加えた諸指標が決算統計の統制、規範的部分に取って代わることを期待されている。ところが、現状は、健全化判断比率（健全化法）と決算統計（慣行）は完全に並行している。

健全化法制定のきっかけとなった夕張市の財政破綻は、2006年の6月議会の最終日に明らかになった。その時点では、自治体の発生主義会計はプロトタイプの提案（のちに「基準モデル」となる元のもの）の段階（2006年5月）であったので、健全化法は発生主義会計を採用することはできず、普通会計の基準を採用せざるを得なかった。それもあって、現在も決算に関しては、「法定決算」、「普通会計決算」（決算統計）、「健全化判断比率決算」の3者鼎立となっている。法定決算と健全化判断比率は監査の対象とすることが法律で定められている。

健全化判断比率は決算とともに監査を受け、議会に報告されるので、具体的な定義を列挙しておきたい。一般会計等に関しては、下の4指標である。基本的に決算統計上の数値だ。現在では、決算カードに健全化判断比率の数値が掲載されている。同じ体系の中にあるのだ。

- 1 実質赤字比率 当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規

模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 2 連結実質赤字比率 当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

- 3 実質公債費比率 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} \text{ (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還

の財源に充てたと認められるもの

- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額

- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

健全化法の施行によって9月30日までに健全化判断比率が確定し、したがって普通会計決算の数値も確定することとなった。その後、総務省は、9月の末日に全自治体の健全化判断比率を、普通会計決算の概要の速報を、併せて公営企業会計決算の概要を公表することになった。健全化判断比率は全自治体個別の速報（確報は11月末日）、普通会計決算は都道府県一括・市町村一括の概要の速報（確報は11月末日）、公営企業会計決算は概要の確報がそれぞれ公表され、総務省のWebサイトに掲載される。

場合によっては総務省の発表する普通会計決算が「決算を読む」行為に間に合うこともありうる。22年9月の総務省の概要速報をしてみる。

市町村の21年度決算（総務省発表、22年9月30日速報、11月30日確報）

#### 1 歳入 70.5兆円（▲7.5兆円）

うち通常収支分 70.0兆円（▲7.2兆円）、東日本大震災分 0.5兆円（▲0.3兆円）

##### 【減要因】

- ・ 特別定額給付金給付事業費補助金の減等による国庫支出金の減少（9兆2,081億円減）
- ・ 基金からの繰入金の減少（5,533億円減）

##### 【増要因】

- ・ 普通交付税の増等による地方交付税の増加（1兆1,836億円増）
- ・ 地方消費税交付金の増等による各種交付金の増加（4,598億円増）

#### 2 歳出 67.6兆円（▲8.1兆円）

うち通常収支分 67.1兆円（▲7.8兆円）、東日本大震災分 0.5兆円（▲0.2兆円）

##### 【減要因】

- ・ 特別定額給付金事業の終了等による補助費等の減少（12兆7,220億円減）
- ・ 補助事業費の減等による普通建設事業費の減少（5,918億円減）

##### 【増要因】

- ・ 子育て世帯等臨時特別給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増

等による扶助費の増加（3兆586億円増）

- ・基金への積立金の増による積立金の増加（1兆1,531億円増）

### 3 決算収支

(1) 実質収支 2兆3,298億円の黒字（6,309億円増）

実質単年度収支 1兆2,565億円の黒字（1兆404億円増）

(2) 実質収支が赤字の団体は、一部事務組合において1団体（令和2年度は市町村において1団体が赤字）

### 4 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率 88.9%（4.2ポイント低下）

※ 令和3年度に措置された普通交付税における臨時財政対策債償還基金費は、令和4年度以降の公債費負担対策に係るものであることを考慮し、当該措置額を経常一般財源から控除した場合の経常収支比率は、90.6%となり、前年度より2.5ポイント低下したものとなる。

(2) 実質公債費比率 5.5%（0.2ポイント低下）

### 5 地方債現在高

(1) 地方債現在高 56兆8,029億円（1,265億円減）

(2) 地方債現在高（臨時財政対策債除き） 36兆1,074億円（1,647億円減）

（総務省「令和3年度市町村普通会計決算の概要」）

歳入減は国庫支出金が12兆円も減ったのだから当然だ。地方税収は史上最高だった。（22年度、23年度も多分その傾向。）市町村税収は微減。個人住民税、固定資産税は理由あって減ったが、法人関係税収は驚異的な伸び。つまり、儲かっている、企業にとって景気はいいのである。国税も伸びたので、地方交付税は史上最高に。（22年度、23年度も多分その傾向。）

経常収支比率は驚異的な改善、実質公債費比率も。借金も減った。健全化が進んだ。

政党の主張など見ると、バラマキをやめて、借金を返し、将来にツケを回さない、という主張がよく出てくる。バラマキ（それが本当の無駄なバラマキなら）を止めるのはいいが、困難を抱えている人を見捨てて、借金の返済を優先する（そのほうがいざという時に

対処できる)、というのは現状にはあたらぬ。

上の数字は、単式簿記だから、基金取り崩しが減れば、歳入が減ったことになり、借金するのが減っても歳入が減ったことになる。

公会計と大袈裟に言い立てなくとも、歳入が減る、歳出が増えるという事象を、資産の増減にリンクさせて確認できれば、財政への理解は高まる。とりあえず貸借対照表を作成できる仕訳に変える必要がある。

先日ある学会報告を聞いていたら、仕訳の変更を自治体職員が嫌う、という調査結果が出ていた。今のままだったら、これまでの経理作業に新しい経理作業が加わり大変だというのだ。解決策がない問題ではないのだが。これもある学会報告で。現在、「統一的な基準」で作成された財務書類を99%の都道府県市町村自治体が作っている。いつ公表しているのかというアンケート調査を行ったところ、ほとんどのところは決算の年度末の3月ということだった。決算を予算に反映するなどということはできない。新年度が始まってしまえば、前の前の年度の財務書類なんてどのように活用したらよいのだろうか。

## 7. 財務省による「決算を読む」

「決算を読む」という作業は財務省も行っている。その概要は財務省理財局によれば以下のようなものである。

「令和3年度の地方公共団体の財務状況把握の結果について  
令和4年7月28日 財務省理財局

2021年度財務状況把握の結果の概要（市区町村）

財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施。2021年度は2019年度決算をベースに、全市区町村1,741団体のうち162団体に対しヒアリングを行った（2020年度164団体）。

地方公共団体の財務状況について、1「債務高水準」、2「積立低水準」及び3「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下のとおり。

＜ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況＞

※ 複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

ヒアリング団体数	162
診断基準に該当する団体数	55 (※)
債務高水準団体数	9
積立低水準団体数	36
収支低水準団体数	26
診断基準に該当していない団体数	107

#### 財務上の留意点 主な事例

##### 1 債務高水準

・土地区画整理や道路整備等の大規模事業の財源として地方債を発行した。 ・学校施設や公営住宅の整備などの建設事業財源として地方債を発行した。

##### 2 積立低水準

・文化会館等の地域振興施設や学校施設の整備などの大規模事業に充当するため、基金の取り崩しを行った。 ・病院事業や下水道事業の赤字の補填等のため、基金の取り崩しを行った。

##### 3 収支低水準

・保育料・医療費無償化等の子育て支援の拡充や障がい者支援の拡充などにより、児童福祉費・社会福祉費等の扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。 ・高齢化の進展に伴い後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出金が増加し、収支が悪化した。

#### 財務状況把握等を活用した財務局と地方公共団体の主な連携事例

##### 1 財務状況把握の活用 アドバイス機能の発揮

[北陸財務局]

首長との意見交換の際に、市において財政健全化の集中的な取組を開始するにあたり財務状況把握を活用した研修会の開催について依頼があった。これを受け、市の管理職職員を対象に、財務状況把握の結果等を説明するとともに、類似団体や近隣団体との比較等を行いながら、課題を提示した。提示した課題に対しては、全国の活用事



例を提示するなどのアドバイスを実施。

[東北財務局]

過去の財務状況ヒアリングや財政研修会をきっかけとして、財務状況把握の分析手法が高く評価され、財務局職員が、町の財政再建に向けた有識者会議の常任委員として、第三者の立場から財政状況を客観的に説明。

⇒ 地方公共団体の財政再建の取組みに財務局が参画できる機会が増加。

## 2 財務状況把握の活用～団体の財務健全化事例の収集・展開

[九州財務局]

九州財務局管内のヒアリング団体（2団体）へ、課題解決の一助となるよう他団体の好事例を提供したところ、内容の詳細を知りたいとの要望があったことから、該当団体の管轄である北陸財務局と連携し、北陸財務局管内の団体とWebでつないで、3団体での意見交換会を実施。

[北陸財務局]

ヒアリング団体の首長の要望を受け、北陸財務局管内の他の団体とオンラインでつないで、Web勉強会を実施。

⇒ 財務局が地方公共団体同士のネットワーク構築に貢献。」

## 8. さいたま市議会決算特別委員会での質疑

「決算を読む」という作業を続けて、さいたま市議会の決算特別委員会の委員も、長の責任を解除するという議案（決算の認定）の採決にたどり着いた。認定の議案は下記の4本である。

議案第121号 令和3年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第122号 令和3年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

議案第123号 令和3年度さいたま市病院事業会計決算の認定について

議案第124号 令和3年度さいたま市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

10月20日、決算特別委員会委員長報告が行われた。

「決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案4件につきまして、以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第121号から第124号までの4件は関連がありますので、一括審査いたしました。

まず、審査の流れを申し上げます。

初めに、会計管理者による概況説明、代表監査委員による監査報告を受けたのち、区の所管する決算、及び各常任委員会所管別に、また、企業会計及び出資法人の経営状況報告については、別日を設け審査を行い、討論採決の前には、総括質疑を実施いたしました。

次に、主な質疑を順次申し上げます。

区の所管に関する決算の審査では、各区での防災アドバイザーの活用についての見解、接遇向上のための職員研修の実施状況、区役所における新型コロナウイルス感染症の対応、ヒヤリハットマップの整備状況、北区役所職員の残業時間の実態と職員配置の考え方、補助金による年度末の切手購入の状況などについて質疑応答がありました。

総合政策委員会関係審査では、市民一人当たりの税収入額と行政サービス給付額の比較、情報システムへの外部からの不正アクセスの件数、建設工事等の契約事務等にあたり市内事業者の参加意欲を高め育成を図る取組、市税納付のスマホ決済の件数が見込みを下回った理由、合併振興基金積立金を新型コロナ対策をはじめとした市民の暮らしのために取り崩すことについての見解、政務活動費の第三者機関による調査がずさんである現状の認識、安心して避難ができる体制構築、職員のメンタルヘルス対策、防災アプリや防災訓練の充実による災害対応能力及び防災意識の向上、避難所に指定された体育館等における施設面の課題、残業時間が大幅に増加した職員等が複数存在する課からの配置要望への対応、外国人の国別人口に応じた多言語生活相談の実施などについて質疑応答がありました。

文教委員会関係審査では、（中略）。

市民生活委員会関係審査では、（中略）。

保健福祉委員会関係審査では、（中略）。

まちづくり委員会関係審査では、（中略）。

企業会計関係審査では、（中略）。

出資法人の経営状況報告では、（中略）。

総括質疑においては、災害時に要配慮者優先避難所となる公民館の運営機能強化、男女共同参画社会実現に向けた全庁的な取組と評価、脱炭素先行地域の取組や国との連携によ

るグリーントランスフォーメーションの実現、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組、令和3年度における市民の暮らしの状況に対する見解、縦割り行政の弊害を排した部局横断的な取組などについて質疑応答がありました。

質疑終了後、討論では、まず、議案第121号、第122号及び第124号について反対、議案第123号について賛成の立場から、令和3年度は引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の命、暮らし、営業が危機にさらされた1年となった。この中で、市の一般会計決算は前年度比では減となったものの過去2番目の金額となっており、決算を経ての実質収支額は連続して黒字を達成している。財政調整基金は225億円も積み上がっており、余った分を市民に還元するという視点で活用すれば、もっと市民の負担の軽減、暮らしへの支援ができたはずである。健全財政と言えば聞こえはいいが、市民が生活に困窮し、節約と我慢を強いられる負担増が続いている中で、市財政の大幅黒字が生み出されているという実態を直視する必要がある。さらに、昨年度は各種福祉制度が縮小されたが、こうした削減を福祉の再構築として進める姿勢は認められない。また、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策について市の負担割合は僅か6.9%に留まっているが、国や県からの補助金頼みにせず、市独自の予算を計上しコロナ禍における市民の暮らしを支えるべきであり、国と県の動きを注視するだけの姿勢は転換する必要がある。市民の暮らしに背を向ける姿勢は改められるべきであり、議案第121号、第122号及び第124号についての討論。

次に、議案第121号から第124号について反対の立場から、病院事業会計では、治療費の未払い金が毎年増えているがきちんと回収しようとしめない病院側の姿勢は問題である。外来患者が偏っており、その原因の一つはアクセスの問題である。水道料金や下水道料金の減免制度は周辺自治体では行っていない状況を調査、研究し、同様の運用を導入すべきである。生活困窮者支援と言うが、52億円も利益を出しているのであれば、水道料金を全面的に下げるべきである。一般会計、特別会計では補助金の乱発が問題である。補助金を幾つもの団体の名前を使って出したり、部局にまたがって出したりと、おかしいものが見られ、幾つもの団体にばらまいたかわからなくなっている。補助金は一旦全部ゼロにして、本当に必要なもの、適切な使い方は何かをきちんとやった上で行うべきである。縦割りの弊害も問題であり、植竹公民館の跡地については地元の要望をかなえるべきである。下水処理センターとともに南部浄化センターも廃止し、セントラルパークを将来広げられるようにするなど、縦割りの弊害をなくしてきちんとやってほしいことから、反対するとの討論。

次に、議案第121号から第124号について賛成の立場から、令和3年度の新型コロナウイ

ルス感染症関連の事業費全体は、決算額で583億円であり、国庫支出金がそのうちの大部分を占めるが、一般財源からも40億円の持ち出しがあり、市民の命を守る上では大事な事業執行であったと考える。財政調整基金は、本市では決算の剰余金を積み立て、補正予算の財源として活用するとのことであるが、今後も必要なところに必要な予算がつけられるよう、基金残高の積立て、確保をしっかりと行っていくことにより安定した予算執行を求める。新たな未来を拓く取組として、人への投資、未来への投資は、本市にとって大変重要な観点である。そのためには一人一人に寄り添って事業展開を進めながら、常にスクラップ・アンド・ビルドという視点を持つこと、特にスクラップについては何を基準にスクラップするのか、その基本の考えをしっかりと共有することで財政の健全化を図るよう要望し、賛成するとの討論。

次に、議案第121号から第124号について賛成の立場から、決算規模は過去2番目の規模となり、実質収支も連続して黒字が達成されたことが報告された。また、コロナ禍における学校でのマスク着用指導について、発達段階の違う子供たちの健康を守るため、場面に応じたきめ細かで実行可能な対策を望む一方で、感染拡大防止のために一部の職場では時間外勤務の増大等、職員の働き方に厳しい状況が見られたが、全庁を挙げてコロナ対策に取り組みされたことを理解した。また、市の専門的知識を得られるデジタル人材のさらなる育成、男女共同参画社会実現のための実効性のある全庁的取組の構築、犯罪被害者支援の政策遂行体制の強化及び研修制度など質の向上、市民の安全を守るための都市計画道路周辺の道路整備が行われていない狭隘な道路の効果的な対策などを要望するとともに、コロナ感染症対策を日常的に続けながら、経済対策、市民活動がコロナ禍以前に戻るよう、運命の10年を見据えた市政運営に全力を傾けていただくことをお願いし、賛成するとの討論。

次に、同じく議案第121号から第124号について賛成の立場から、令和3年度決算では、新型コロナウイルス感染症対策の影響が懸念されていたが、歳入面では市債が増加し、歳出面では新市民会館おおみや、中等教育学校や特色ある学校づくり等への投資が行われ、昨年につき過去2番目の規模となり、実質収支は73億2,800万円の黒字を達成した。文教分野においては、GIGAスクール構想により児童生徒に一人一台配備された端末の活用と教育情報ネットワークの推進にあたり大型プロジェクターの整備を行ったことを評価する。市民生活分野においては、通話録音機の貸出しや防犯カメラ設置の高い政策効果が再確認されたことを評価する。保健福祉分野においては、新型コロナに関する相談支援について、これまでの経験を生かし工夫を凝らして相談しやすく安心できる相談体制を整備してきたことを評価する。新年度の予算編成にあたっては、限られた財源を効率的に配分す

るだけでなく、納付機会の拡大をはじめとした様々な手法による税収増に努め、市の発展のための投資を促すといった財政運営を期待し、賛成するとの討論の後、採決においては、議案第121号及び議案第123号は起立多数をもって認定、議案第122号及び議案第124号は、起立多数をもって認定及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後になりますが、本特別委員会では、『令和3年度さいたま市各会計決算議案の審査を踏まえた令和5年度予算編成に向けた提言書』を取りまとめましたので、ご報告いたします。

『令和3年度さいたま市各会計決算議案の審査を踏まえた令和5年度予算編成に向けた提言書』

令和3年度さいたま市各会計決算議案の審査を踏まえ、市長その他の執行機関が、令和5年度予算編成に向け、以下の取組に努めることを決算特別委員会として提言する。

1、区役所における窓口業務従事者に対し、要支援者や要配慮者の不便さを体感し、共感することができる体験研修等を充実させ、接遇の向上を図ること。

2、DXの推進に当たっては、新たな感染症等の危機にも順応できるよう、人材育成とデータ利活用を積極的に行うことにより、市民サービスの向上を図ること。

3、組織間の時間外勤務の偏りを速やかに是正すること。また、時間外勤務が多い職員に対しては、産業医による面接指導等を行うよう努めること。

4、世界情勢の変化を踏まえ、市内経済動向を的確に把握した上で、効果的な経済対策を実施すること。

5、教職員の負担軽減等のため、あらゆる措置を講じること。

6、ゼロカーボンシティ実現に向けて、全庁で積極的に取り組むこと。

7、福祉に係る窓口においては、相談支援の質の向上と併せて庁内連携の緊密化を図ること等により、相談体制の充実に努めること。

8、都市公園の整備に当たっては、用地取得を積極的に行うこと。また、市民の要望に即した公園となるよう努めること。

9、病院事業については、医療従事者の働き方改革を推進して処遇改善に努めるとともに、計画的な人材確保を行うこと。

10、水道料金の減額制度については、周辺自治体の運用状況を調査・研究し、同様の運用を導入することについて前向きに検討すること。

11、外郭団体・出資法人に対しては、「さいたま市外郭団体改革プラン」で示された民営化に向けた取組を行うこと。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終わります。

令和4年10月20日

さいたま市議会決算特別委員会 委員長 西山幸代」

結果は下記のようにいずれも認定となった。

議案第121号 「認定」

議案第122号 「認定及び原案可決」

議案第123号 「認定」

議案第124号 「認定及び原案可決」

地方自治法第233条第7項「普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」はその出番がなかった。しかし、決算特別委員会の議論において、施策の成果に関する説明責任だけでなく、財政構造に対する説明責任も問われていたのは注目して良いことだと思われる。長や決算審査意見書の見込みちがい、「読み誤り」を指摘することにもなった。説明責任の観点からの「決算を読む」作業は、一旦ここで終結する。

#### 【謝辞】

本稿は地方自治総合研究所の事業として設置された「地方財政研究会」の2022年9月26日の研究会に提出したディスカッションペーパーを再構成して作られている。報告の機会を与えていただいた研究会に感謝する。併せて研究会席上にて報告の誤りを指摘し、改善の機会を与えて下さった参加者の諸氏に感謝する。

(すがわら としお 元公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：予算決算／決算統計／検収調書／市民決算